

建築基準法の規定による建築主事の所管区域の指定（昭和35年岩手県告示第1136号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前			改正後		
建築物等の種類	所管区域	所管する建築主事	建築物等の種類	所管区域	所管する建築主事
1 建築基準法第6条第1項各号に規定する建築物（建築物の用途を変更して同項第1号に規定する特殊建築物のいずれかとする場合においては、当該建築物）	八幡平市、岩手郡、紫波郡	<u>盛岡地方振興局土木部に勤務する建築主事</u>	1 建築基準法第6条第1項各号に掲げる建築物（建築物の用途を変更して同項第1号の特殊建築物のいずれかとする場合においては、当該建築物）	八幡平市、岩手郡、紫波郡	<u>盛岡広域振興局土木部に勤務する建築主事</u>
	上閉伊郡	<u>釜石地方振興局土木部に勤務する建築主事</u>		上閉伊郡	<u>沿岸広域振興局土木部に勤務する建築主事</u>
	下閉伊郡のうち山田町	<u>宮古地方振興局土木部に勤務する建築主事</u>		下閉伊郡のうち山田町	<u>沿岸広域振興局土木部宮古土木センターに勤務する建築主事</u>
	西磐井郡	<u>県南広域振興局一関総合支局土木部に勤務する建築主事</u>		西磐井郡	<u>県南広域振興局土木部一関土木センターに勤務する建築主事</u>
2 建築基準法第6条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物に建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第146条第1項に規定する建築設備を設ける場合における建築設備	[略]		2 建築基準法第6条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物に建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第146条第1項各号に掲げる建築設備を設ける場合における当該建築設備	[略]	
	東磐井郡	<u>県南広域振興局一関総合支局土木部千厩土木センターに勤務する建築主事</u>		東磐井郡	<u>県南広域振興局土木部千厩土木センターに勤務する建築主事</u>
	大船渡市、陸前高田市、気仙郡	<u>大船渡地方振興局土木部に勤務する建築主事</u>		大船渡市、陸前高田市、気仙郡	<u>沿岸広域振興局土木部大船渡土木センターに勤務する建築主事</u>
3 政令第138条に規定する工作物	遠野市	<u>県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センターに勤務する建築主事</u>	3 政令第138条に規定する工作物	遠野市	<u>県南広域振興局土木部遠野土木センターに勤務する建築主事</u>
	下閉伊郡のうち岩泉町、田野畑村	<u>宮古地方振興局岩泉土木事務所に勤務する建築主事</u>		下閉伊郡のうち岩泉町、田野畑村	<u>沿岸広域振興局土木部岩泉土木センターに勤務する建築主事</u>
	久慈市、九戸郡	<u>久慈地方振興局土木</u>		久慈市、九戸郡	<u>県北広域振興局土木</u>

	(軽米町、九戸村を除く。)、 下閉伊郡のうち 普代村	部に勤務する建築主 事		(軽米町、九戸村を除く。)、 下閉伊郡のうち 普代村	部に勤務する建築主 事
	二戸市、二戸郡、 九戸郡のうち 軽米町、九戸村	二戸地方振興局土木 部に勤務する建築主 事		二戸市、二戸郡、 九戸郡のうち 軽米町、九戸村	県北広域振興局土木 部二戸土木センター に勤務する建築主事
前項に掲げる建築物及び工作物のうち政令第148条第1項に規定するものを除く建築物及び工作物並びに前項に掲げる建築設備	釜石市	釜石地方振興局土木 部に勤務する建築主 事	前項の建築物及び工作物のうち政令第148条第1項各号に掲げる建築物及び工作物を除いたもの並びに前項の建築設備	釜石市	沿岸広域振興局土木 部に勤務する建築主 事
	宮古市	宮古地方振興局土木 部に勤務する建築主 事		宮古市	沿岸広域振興局土木 部宮古土木センター に勤務する建築主事
	[略]			[略]	
	花巻市	県南広域振興局花巻 総合支局土木部に勤 務する建築主事		花巻市	県南広域振興局土木 部花巻土木センター に勤務する建築主事
	北上市	県南広域振興局北上 総合支局土木部に勤 務する建築主事		北上市	県南広域振興局土木 部北上土木センター に勤務する建築主事
	一関市のうち平成17年9月19日における一関市及び西磐井郡の区域	県南広域振興局一関 総合支局土木部に勤 務する建築主事		一関市のうち平成17年9月19日における一関市及び西磐井郡の区域	県南広域振興局土木 部一関土木センター に勤務する建築主事
一関市のうち平成17年9月19日における東磐井郡の区域	県南広域振興局一関 総合支局土木部千厩 土木センターに勤務 する建築主事	一関市のうち平成17年9月19日における東磐井郡の区域	県南広域振興局土木 部千厩土木センター に勤務する建築主事		

備考 改正部分は、下線の部分である。